

【報告】 10月24日 琵琶湖に最も近い原発美浜3号の廃炉表明を求め、滋賀県へ申し入れ
「今の審査は市民の不安を増長させている」「要望は今日中に知事に伝える」

10月24日、美浜3号寿命延長と避難計画に関し、滋賀県に申し入れを行った。滋賀、京都、兵庫、大阪より12名の市民が参加。県は防災危機管理局の福島森氏、奈須野哲氏が対応。11時より質問・要望書を提出し、約1時間半やりとりした。原子力規制委員会が11月中旬にも寿命延長認可を狙う中、県として美浜3号は廃炉にすべきと早急に表明するよう強く要望した。県は「廃炉表明までは出せない」との姿勢だったが、「規制委の今の審査は市民の不安を増長させている」との考えを示した。私たちの要望は「今日中に知事にしっかりと伝える」と約束した。



◆美浜3号の安全性・「電気ケーブル絶縁性低下の判断基準について国に問い合わせる」

私たちは美浜3号の安全性の問題について「地震動評価のやり直し、電気ケーブル絶縁性低下の十分な検討を、規制委に求めるべきではないですか」と問うた。県は「これらについて判断するのは国。国に対しては、しっかりと審査を求め、関電に対しては、国に説明するだけでなく、住民・県にも安全性をどのように確保しているか等の説明を求めるのが県の基本姿勢です。しっかりと説明してほしい事項は、専門家と一緒に国と関電の説明を受けています。その上で国が責任をもって審査するようお願いしています」と回答。

基準地震動の問題に関し、島崎邦彦前規制委員長代理の提言を受け、規制委が現行の方式では過小評価となる可能性を認めながら、検討を打ち切ったことに対しては「国は全てを飲み込んで判断していると思います。県では大飯原発に関し専門家に検討してもらったが、国の方が間違っているという材料は出てきていません」と見直しを求める姿勢はなかった。

美浜3号の廃炉表明の要望に対しては「安全性確保について十分な説明を受けていません。防災対策も多重防護体制はできていません。廃棄物など静脈の問題も未解決。このような状況を踏まえ、再稼働については、いろいろな方がおられるので、公式の言い方としては『容認できる環境にないことは何ら変わっていないことから、美浜3号についても、動かすのは難しい環境にある』と言っています。そもそも美浜3号が要らないのではないかということについては、県はエネルギービジョンの中で、原発依存から脱却すべきと言っています。これが県の基本姿勢であり、廃炉というメッセージは出せないが、原発から卒業すべきとは考えています」と回答。美浜3号の寿命延長について、国から説明を受けたか聞くと「公式には説明を受けていません」と答えた。

このように、琵琶湖に最も近い美浜3号が事故を起こせば甚大な被害を受けるのに、県は寿命延長について、国に判断を任せ、疑問を表明することもなく、説明すら受けていなかった。

認可後に説明を受けても遅いと指摘すると「認可前に説明の場を設けることはご意見として受け止めます」と答えた。私たちは「国の説明会は県に対してだけでなく、認可前に住民説明会を開いて住民に対しても行って下さい」と求めた。県は「県の検討の場である県原子力安全対策連絡協議会は公開しています」と述べた上で「再稼働にあたり住民への説明は必要だが、時期までは考えていませんでした。ご意見として受け止めました」と答えた。

また、私たちは「国に丸ごと判断を委ねるのは理解できません。県がどのような専門家を入れて検討したか分からないが、国と、過小評価になるとの見解を示している島崎氏のような専門家を呼んで住民説明会を開き、それぞれ主張を述べてもらって判断したらどうか」と問うた。県は



「国とは別に県が判断するというのは、再稼働にあたっての仕組みの問題となります」とし、「再稼働の手続きに滋賀県が入っていないことに疑問を呈していて、手続きを明確化することを国に求めています」と述べ、「仕組みの問題」を言い訳にし、美浜3号に対する意思表示は避ける姿勢だった。一方、「島崎氏を呼んで意見交換会を行うことは意見としてよく分かりました」と述べた。

電気ケーブル絶縁性低下に関し、国の判断基準がないことについて、県からも国に問い合わせるよう求めると、県は「基準がない状態でどう判断しているのか、話はします」と答えた。繰り返す地震に対する評価を行っていないことも指摘し、国が「繰り返し地震が起きても、1回目の地震で自動停止するから大丈夫」と回答していることを紹介すると、県は「滋賀県は、原発は止まっても危険だと言っているのに、そんな回答をしたのですか」と驚いていた。私たちは、この問題についても国に対し事実を確認するように求めた。

◆「福島のこと、私たちの苦労を踏み台にし、体を張って県民と水瓶・琵琶湖を守ってほしい」

浪江町から兵庫県に避難している菅野さんは、福島原発事故の被害の過酷な現実、小児甲状腺がんの問題、事故直前の2月に東電からいかなる災害にも耐えうるとの説明を受けたこと、事故の際、風の吹き道に滋賀県は位置しており、より深刻な事態になる恐れが強いこと等話をされた。

菅野さんは「一昨日、原発から27kmの我が家に行って計測したが、石が4.2万cpmあり、専門の調査機関の人から『この値は、30年間変わらない。あなたはここに住めない』と言われました」と浪江の厳しい汚染の実態を語られた。「しかし、国は年20mSvで安全とし、帰還せよと言っています。このような方針である国が原発の怖さを全て飲み込んで判断しているとは理解しがたい。国に委ねず、県の機関のみなさんが動くことが重要。福島のこと、私たちの苦労を踏み台にして、体を張って県民と水瓶・琵琶湖を守ってほしい。11月中旬の認可であればまだ間に合います。ギリギリまで粘ってほしい」と切実に訴えられた。これに対し、福島氏は「お話が心にしみた。本当にそうだと思ったところも多々あります」と神妙に述べた。

◆「屋内退避が困難な場合の対策を、指針に整備することを求めている」

屋内退避に関し、県が5月24日に国に提出した「熊本地震を踏まえた原子力防災対策に係る政策提案」等に対し、国から回答はあったか質問した。県は「5月27日に自治体向けの説明会で考えが示され、ペーパーも出されました。国の説明は『地震が起きた時は、地震の防災計画に沿って、地震災害の時の避難所を活用する。地域でそのような避難所を確保できない時は、避難を検討する』というものでした。しかし、指針に整備されていないため、県として整備を求めました。これに対し、国は『地震防災に関する内容を原子力防災に反映させていく』との考えを述べました。しかし、その期限は指定されていません」と回答。私たちが「国に期限を示させるべきではないですか」と問うと、県は「10月19日に修正版を出した『屋内退避に関する滋賀県の当面の考え方(案)』を取りまとめ、今秋に国に提出し、もう一度求めていきます」と答えた。

◆「問診のみ事前に行い、配布は事故後」・しかし、事故後では遅く、被ばくを強いる

8月27日の原子力防災訓練では、安定ヨウ素剤が事故後に配られたが、「迅速な避難」のため、「簡易問診」しか行われなかった。このことについて県は「みなさんと同じ問題意識を持っています。しかし、県としては、問診と配布を切り分ける考えです。事前に配布すると先に服用する

人が出てしまい、本当に服用すべき時になくなってしまいうから。必要と判断した時に服用してもらおうようにするため、服用が必要な時点になってから配るのが適切。速く配れるように、備蓄場所も他府県に比べ多くしています。しかし、事故後の配布だと、簡易問診になってしまいます。このため問診だけ事前に行っておくことを考えています。これを行うためには問診データの維持・管理も行う仕組み作りが必要となります。この仕組み作りを国に提案しています。しかし、国の理解は得られていません」と回答。

「事故時に孤立する恐れのある地域には事前配布するのですか」と尋ねると、県は「国が孤立地域に事前配布を認め、費用は国が持つことは聞いています。しかし、県としては、服用のタイミングで配布するので、孤立地域内に保管はしているが、事前配布はしません」と孤立地域にも事前配布はしない考えだった。

「服用すべき時になくなるのを心配しているのであれば、事前配布した上で避難途上でも服用できる体制を作ればよい」と指摘すると、県は「避難経路上にも備蓄しているが、2回服用すると副作用率が顕著に上がると言われているのを心配しています」と答えた。これに対しては、リスクのある人を選び出すために問診をしっかりと行っておくのが重要であること等を伝え、篠山市や兵庫県立医大の上紺屋医師から説明を受けることを求めた。また、避難する際に配布場所に行くまでに被ばくしてしまうこと等を指摘し、事前配布が必要なことを強調した。

国が安定ヨウ素剤服用の判断基準を持っていないことについては、県は「みなさんと同じ問題意識を持っているため、国には示してほしいと求めています」と回答。

◆「慎重且つ厳格な審査とは言えない。今の審査は市民の不安を増長させている」

私たちは「屋内退避ができない場合の対策や、安定ヨウ素剤の服用判断基準もないような状況にある以上、寿命延長認可は認められないと表明してください」と改めて求めた。県は「寿命延長認可と再稼働は異なります。再稼働には再稼働の審査があります」と、認可されても再稼働までは3年あるからよいというような切迫感のない姿勢だった。これに対し私たちは、寿命延長認可後は使用前検査しか残っていないこと、補強工事のため3千億円以上つぎ込んだ後に止めさせるのは困難となることを指摘。「国は電気ケーブルの判断基準ももたないのに、高浜1・2号の寿命延長を認可したが、これで慎重且つ厳格な審査だと言えるのですか」と問うと、県は「言えません。そのような審査でよいのかと私たちは常々言っています。全国的に原発への不安感が強い中、今の審査はその不安感を増長させています。しかし、手順がおかしい、それで審査が大丈夫なのかとは言えても、県として認可するなどまでは言うことはできません。再稼働を容認できる環境にはないとまでは言えますが・・・」と廃炉表明は躊躇したが、審査には問題ありとした。

私たちは「再稼働容認できないという滋賀県だからこそ、今の審査の状況では住民の安全は守れない、40年超えの老朽原発はダメだと言ってほしい。最も琵琶湖に近い原発が過酷事故を起こした時、死活的影響を受ける滋賀県が言わなくてどうするのですか」「40年以上動かすことに一般的に疑問を呈するだけでなく、今まさに認可の迫っている美浜3号に対しはっきり発言すべき」と強く求めた。菅野さんは「事故が起これば本当にとめどなく県職はその対応に追われます。福島県は精神疾患が全国1位で、職業別では自治体職員がトップ。自らも被災しながら被災者に向き合わなければならない、ものすごく過酷な労働です。そのようにならない状況がまだあります。福島に学んでいただきたい」と切々と訴えられた。

これらの訴えを受け、県は「みなさんの思いはしっかりと今日中に知事に伝える」と約束した。

2016年11月7日 避難計画を案ずる関西連絡会 参加者一同